

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	滋賀県・米原市	
計画期間 実施期間	平成21～22年度 平成21年度	総事業費(交付金) 17,560千円 (8,780千円)

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	農業用水施設(揚水機)の整備により生産条件が整備され、地域人口の減少を抑制し農業経営の安定化を目指すことにより定住を促進することが出来る。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	市の作成する「農業振興地域整備計画書」、「土地改良事業計画書」に基づき実施する事業であり、「田園環境整備マスタープラン」にも沿って実施する。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	関係自治会の役員に事業に対する概要を平成20年11月に説明し、意見要望を求め計画に反映し作成している。
事業の推進体制は確立されているか	○	自治会地域の役員から取りまとめた要望に沿い事業計画を策定し、自治会の推進体制は整っている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	農業用水施設(揚水機)の整備することは、区域内の定住促進を図られ地域農家の農業への活力を向上させることに繋がる事業内容であり、整合性が確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	○	関係者の意向を十分に調整したうえで、計画期間(H21～H22)および実施期間(H21)を設定しており、適正である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	○	交付要望額は、交付額算定率50%の8,780千円で、交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	該当なし。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	計画施設の耐用年数は20年である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	○	費用対効果分析については、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領」に定める「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本指針」により適正に算定している。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	土地改良事業の費用対効果分析に関する基本指針により算定し、1.10である。

事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	農業用水施設を整備し、生産条件を整備確保することにより、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の活性化計画の区域における定住等の促進に資するための基幹産業である農業の振興を図る。事業実施主体は市である。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	土地改良法に基づいて事業を行うものであり、個人に対する交付および目的外使用の恐れはない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	該当なし。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	—	該当なし。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	該当なし。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	—	該当なし。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	調査設計の段階において、土地改良工事積算基準および滋賀県単価を用いて事業費を積上げており、妥当なものとなっている。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	既設施設を最大限活用する配置とし、送水管延長を短く計画している。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	該当なし。
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	該当なし。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	現在利用している河川水利用ポンプ施設付近での建設計画であるので、農業者の施設の利便性もよい。
施設用地が確保されている又は確保される見直しがついているか	○	関係自治会への施設設置計画説明により用地は確保されている。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	事業主体の負担については、市の予算措置で対応することとしている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	従来とおり、受益者、水利組合等による維持管理を行っていき、更新の資金についても確保することとしている。
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	—	該当なし。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当なし。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。